

さっぽろ連携中枢都市圏における「地域の未来予測」調査・検討業務仕様書

1 業務名

さっぽろ連携中枢都市圏における「地域の未来予測」調査・検討業務

2 業務の目的

少子高齢化や人口減少などにより人口構造の変化や人口増加期に整備した施設・インフラの老朽化が進む中で、地域社会においては多様に変化する課題に適切に対応し、持続可能な行政サービスを提供していく必要がある。

国においても、人口構造の変化や施設・インフラの老朽化等の多様な変化に対応するため、各地域における行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見直しを、客観的なデータを基に「地域の未来予測」として整理し、各地域における将来像を議論することとしている。

そこで、本市では、第2期さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンの策定に向け、圏域内における各種資源を調査し、資源規制が見込まれる中でのさっぽろ連携中枢都市圏が目指すべき将来像を議論するため本調査業務を行うものである。

本業務は、12市町村（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町）からなる圏域の目指すべき将来像を議論するために必要な基礎データの調査・分析等、課題整理を行うことを目的とする。

3 業務履行期間

契約の日から令和5年3月31日までとする。

4 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、全国レベルの最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的施策を提案すること。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、委託者に対して定期的に報告すること。
- (6) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ委託者に書面により報告し、承認を得ること。
- (8) 本業務に関する打ち合わせは、随時、原則札幌市役所事務室にて行うこと。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

5 業務内容

(1) 圏域内データの調査・分析

以下の分野について圏域内基礎データの調査・分析を行う。

- ・人口
 - ア 総人口
 - イ 85歳以上人口
 - ウ 75歳以上人口
 - エ 65歳以上人口
 - オ 生産年齢人口
 - カ 年少人口
 - キ 高齢化率
- ・施設・インフラ
 - ア 耐用年数を超える施設数・割合
 - イ 公共施設・インフラ資産の更新時期及び面積
 - ウ 各種施設の位置情報
- ・子育て・教育
 - ア 0～5歳児数
 - イ 3～5歳児数
 - ウ 小学生数
 - エ 中学生数
- ・医療・介護
 - ア 医療需要
 - イ 介護需要
 - ウ 介護サービスの見込量

(2) 圏域の目指すべき将来像を議論するため、2040年までの推計結果の概要及び想定される変化・課題に関する素案の作成等

なお、推計方法については、「総務省 地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書（本体）」において示されている推計方法等を参考にすること。

上記の調査・分析を通じて、さっぽろ連携中枢都市圏の推計結果の概要及び想定される変化や課題について目指すべき将来像を議論するための素案を作成する。

参考 URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chiiki_mirai/index.html

(3) 報告書の作成

上記について取りまとめ、報告書を作成する。

6 提出成果物

本調査に係る成果物は、業務履行期間内に以下の数量、形式で、下記担当課に納品すること。

名称	数量	形式	備考
業務報告書（概要版）	1 枚	CD - ROM 又は DVD - ROM	PPT で作成。PPT 及び PDF データで納品
業務報告書	1 枚	CD - ROM 又は DVD - ROM	PDF、Word、Excel データで納品
業務報告書（概要版）	12 部	印刷物	PPT で作成
業務報告書	12 部	印刷物（A4 版）	

7 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、札幌市及び関係市町村の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる札幌市及び関係市町村以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、それぞれの施設内においては、業務担当者等が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

(3) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

(4) その他

本仕様書に定めのない事項や、本仕様書の記載に疑義にある事項が生じた場合は委託者及び受託者が確実に協議の上、処理するもの。

また、必要に応じて担当者会議を開催することとし、会議資料の作成、説明等を行うこと。

8 担当課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市まちづくり政策局政策企画部広域連携担当課

担当：西江

TEL：011-211-2281 fax:011-218-5109